

第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会

日時 平成17年8月10日(水) 10:30

場所 国民會館 大ホール

【居谷建政部長】 おはようございます。定刻が参りましたので、まだご出席されていない部局の方もいらっしゃるようですが、ただ今より、第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しいところをご参集いただきまして誠にありがとうございます。私、本日の進行を務めさせていただきます、近畿地方整備局の建政部長の居谷でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、国土交通省を代表いたしまして、都市・地域整備局大都市圏整備課長の福本からご挨拶をさせていただきます。

【福本大都市圏整備課長】 皆さん、おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました国土交通省の都市地域整備局大都市圏整備課長の福本でございます。私どもの課で大深度法の主管をさせていただいておると、こういうことでございます。

皆様方におかれましては、平素より国土交通行政、また大深度地下利用行政の推進に当たりましてご協力をいただいておりますことを、この場をかりまして改めて御礼を申し上げる次第でございます。

この近畿圏大深度地下使用協議会は、ご承知のとおり、近畿圏におきます大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることと、その事業の円滑な遂行に資することを目的に必要な協議を行うということになっておるわけでございます。

この大深度地下利用の活用に当たりましては、事業の構想段階から実施段階に至るまで、既存の施設のみならず、その他の構想段階のものも含めまして計画調整を図ることや、安全性あるいは環境面への配慮といったことについても十分な検討が必要なわけで、そういう意味で、さまざまな関係者と非常に多項目にわたって緊密な連携・調整が不可欠でございます。この連携・調整のための場として協議会が設けられ、その下に実施部隊としてこの幹事会が位置づけられているわけでございます。

それで、本日、この協議会及び幹事会を開きますのは、ご案内のとおり、大深度地下

使用法適用の第1号となる事業の事業概要が提出されたと、こういうことでございます。まさに大深度地下利用制度の第1号案件ということでございますので、これからこの協議会及び幹事会を通じてなされます協議・調整の内容が、その経緯も含めまして今後の手続のモデルになったり、指針になったり、そういうものになるのではないかなと考えております。

それで、この大深度地下使用法にのっとった正式手続が本日から開始されるということでございますけれども、13年4月にこの法律が施行されて以来、まさに全国第1号ということでございますので、この制度上は非常に大きな第一歩を踏み出したものと、私どもは考えておる次第でございます。

したがって、今後、この大深度地下の使用認可に向けまして、本格的な手続が開始される。今年度はこの事業概要書の提出ということで事前調整、来年度には正式な認可申請ということがなされるというふうに聞いておりますけれども、本格的な段階に進んでいくわけでございます。

今後とも、この協議会及び幹事会の場を通じまして十分な事業間調整を図っていただくとともに、皆様方におかれましては、ただいま申しましたように、第1号の手続を進めるということで、今後のモデルといいますか、手続を進める全国のモデルを形成していくんだという自覚といいますか、参画の意識をぜひ改めてご確認いただきながら、この神戸市の大容量送水管整備事業に引き続き、大深度地下使用法の活用がなされ、社会資本の一層の整備促進に寄与しますよう、皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【居谷建政部長】 ありがとうございました。

それでは、議事次第3番目の出席者紹介でございますが、お手元に2枚の紙をお配りしております。第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会出席者名簿、それからその次の第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の配席表、この2つの資料によりご紹介にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、取材の方におかれましては、ここでご退席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、ここで事務局からの議事の公開につきまして、皆様

にご確認いただきたいことがございますのでご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【南計画管理課長】 事務局を務めさせていただいております、近畿地方整備局建政部計画管理課長の南と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日の議事についてでございますが、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」では、「大深度地下使用協議会におきましては、広く一般への公開に努めるものとする。」とされているところでございます。また、本幹事会につきましては、参考資料につけさせていただきます。近畿圏大深度地下使用協議会運営要領」第6条によりまして、協議会に置くこととされております。

そういったことを踏まえまして、本日の幹事会で配付されました資料に関しましても公開の扱いとさせていただくことといたします。また、本日の審議の概要につきましては、本日の幹事会終了後、記者発表させていただきたいと考えております。また、議事録については、幹事の皆様にご確認いただいた上で、近畿地方整備局のホームページにて掲載をさせていただきたいと思っておりますので、その旨ご了承いただきたいと存じます。

なお、本日、配付資料の中で、記載されている資料以外に、神戸市のほうから事業概要書の公告ということで追加資料が配付されておりますので、よろしくお願いいたします。

【居谷建政部長】 それでは、議事の公開方につきましては、今ご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、最初に議事次第の4の大容量送水管整備事業に関する事業概要書受理等の手続につきまして、兵庫県よりご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【兵庫県】 兵庫県のほうからご報告申し上げます。

去る17年8月1日付で大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第1項に基づきまして、神戸市水道事業管理者のほうから使用の認可権者でございます兵庫県知事あてに事業概要書の送付がありましたことを、まずご報告いたします。

本事業は、神戸市の水道事業管理者が施工する送水管整備事業でございます。同法第4条第10号の水道事業に該当いたしまして、大深度地下法の対象事業でございます。また、同法第11条第2項によりまして、兵庫県知事が使用の認可に関する処分を行う

こととなっております。

先ほどから既にご承知のとおり、事業概要書は事前の事業者間の調整を図ることが目的でございますので、同法第12条3項に基づきまして、兵庫県知事から8月2日付で、近畿圏大深度地下使用協議会の各構成員の方あてに事業概要書の写しを送付させていただいております。

また、事業者におきましては、平成17年8月1日から31日までの30日間、縦覧の用に供していることを、8月1日付の神戸市水道公告第10号によりまして確認いたしております。

本案件は大深度地下法の適用第1号ということをお聞きしております。兵庫県としても、今後の手続については遺漏なきよう進めてまいります所存でございますけれども、国内初の使用認可ということから、手続の各局面におきましては、本日の幹事会にお集まりの関係機関の皆様のご指導を賜ることも多々あるかと思っておりますが、その節には何とぞご協力のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

私のほうからのご報告は以上でございます。

【居谷建政部長】 どうもありがとうございました。

ただ今のご報告につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、次の議事次第の5の大容量送水管整備事業の事業概要につきまして、神戸市よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【神戸市】 神戸市の水道局計画課の谷口と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、神戸市が進めております大容量送水管整備事業の概要につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。皆様のお手元の資料に、パワーポイントを印刷した資料がついてございます。最初に、若干その順番とは違う説明になるかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

神戸市におきましては、152万人ほどの市民が現在居住しておりますが、その市民に供給する水道水の水源といたしまして、大きな川とか湖が神戸市内にあまりございません。そういう意味で、ほとんど大部分を、淀川からの取水に頼っております。淀川で取水した水を2本のトンネルを使いまして、神戸市内のほうへ送水しているという状況でございます。

前に示しておりますのは神戸市の漫画と申しますか、概要でございまして、ちょうど

この色を塗っている部分が市域でございます。その市域の真ん中辺に六甲山が東西にあるということがございまして、市街地は非常に東西に細長い形を形成しているということでございます。海と山が非常に近いということがございまして、大きな川ができにくい地形でございます。

そういう意味から、淀川の水系にほとんど頼っているということございまして、これはその割合を示したものでございます。自己水源、みずからのダムとか川からの取水でまかなえておりますのが全体の20%ほどございまして、75%ほどを先ほど申しました淀川からの送水に頼っているということでございます。その他、兵庫県さんからの給水を受けておりまして、それが3%ほどのものになります。

こういう状況でございましたので、増大する水需要及び既存の2本のトンネルの更新を考えまして、もう1本の送水トンネルが必要であろうということ、実は大分前から神戸市の水道局としては計画をしておりました。そういう計画といいますか、構想を持っている段階で、ご存じの平成7年に阪神・淡路大震災というものが起こったわけでございます。

阪神・淡路大震災をきっかけにしまして、神戸市の場合、ご存じのように、非常に広範囲にわたりまして断水が生じました。その断水が非常に長期にわたったということで、市民の方々に非常に大きな迷惑をかけたということになっております。その教訓に基づきまして、広範囲な初期断水あるいは長期の復旧というのをできるだけなくそうということで、真ん中に書いています3つの施策を立てております。

まず、緊急貯留システムを完備しよう。それから、配水管の耐震化を進めていきたいと思います。最後に、大容量の送水管を整備しましょう。この3つの施策を柱として、災害に強い水道事業というのを進めていこうと考えております。

具体的に施策を決めるときに、目標を5つ掲げております。まず、応急復旧期間は4週間以内に終わらせましょうということでございます。

その応急復旧期間中の給水につきましても目標を定めておりまして、市民1人当たりの供給できる水量を定めております。これも地震の実績に基づいて、地震発生から3日までは1人1日3リッターの水を供給できるようにしましょう。3日から10日までの間につきましては20リッター、4週間までで順次供給できる水量を増やしていくという計画を立てております。

それから、3つ目に、防災拠点で水を確保しましょう。いわゆる拠点を決めまして、そこへ行けば必ず水が供給できるという拠点を整備しましょうということです。それから、地理的に不公平にならないように、公平な復旧に努めましょう。それから、市民生活に重要な施設での水の早期の確保。これは、病院とか学校とか福祉施設等の施設については、早期に水が確保できるような計画にしましょうということです。

そういう目標に基づきまして、一番最初に示しました3つの施策を展開することにしておりまして、具体的な大容量送水管はこれからご説明させていただきますけども、それ以外に緊急貯留システムということにつきましては、市内に47カ所の貯留施設を整備しようという計画がございます。現在、35カ所が完成しております。

それと、配水管そのものを耐震化しましょうということをごさいますして、これは具体的には、先ほど言いました病院とか主要施設に行く配水管を重点的に、それから各家庭へ行っている配水管については、500メートルメッシュの幹線については耐震化していこうということで、市内で約400キロの配水管の耐震化を計画しておりまして、現在、200キロ弱の完成を見ております。

大容量送水管でございますが、主な機能といたしましては、既存トンネル、先ほどご説明しました淀川から水を取水しまして、それを神戸市内に送ってくる送水トンネル、これがこの青色でかいております2本のトンネルで、現在、送水をしてございます。これが40年ほど前につくられたトンネルなんですけども、ずっと水を送り続けておりますために、中をあけて見ることはできません。ですから、どういう状況になっているのか、維持管理ができないという状況になっております。

そのために、維持管理をするためには3本目のトンネルが必要やということで、地震前にはこの赤いところ、やはり山の中に3本目のこの赤いトンネルを掘ろうという構想があったんですけども、地震の教訓で、同じような山の中に近接して3本もトンネルがあると危険分散ができないということがございまして、できるだけ離して、しかも給水拠点になるように市街地のほうへ、人がたくさん住んでいるところへ新たな送水管を整備したいということで、大容量送水管の整備に着手しております。

ですから、大容量送水管の機能としましては、2本の既存のトンネルの維持更新時に使おうと。どちらか1本をとめたときの代替施設というのが1つございます。それから、もう1つは、先ほど少しご説明しましたように、送水管を同じところには置かなくて、

少し離して危険分散をしようということと、できるだけ市街地側に持ってくることによって、災害時の給水拠点になるようにしましょう。

これは後からご説明しますが、立坑というものを利用して、大容量送水管の水がそこで給水できるという施設を整備していこうということでございます。それから、大容量の送水管が市街地に近いところにあることによって早期復旧が可能になるという、この4つの機能を期待して整備を進めているものでございます。

これは、神戸市外も含めまして20キロほどの全計画延長がでございます。ちょうどこのラインが神戸市と芦屋市の境でございますが、芦屋市内につきましては、阪神水道企業団という一部事務組合のほうで施工を完了しております。神戸市が施工を受け持っておりますのが、この市境から神戸市側ということで、現在、この2つの立坑を完成しておりますので、ここまでの送水管が完成しているということでございます。

ご存じの方もおられると思いますが、ちょうど住吉川という2級河川がここに流れておりますが、その住吉川の左岸側に立坑を1つ設けまして、そこまでを整備させていただきます。さらに、住吉川の立坑から西へ、全部で3つの立坑を施工中でございまして、この立坑を利用して送水管を布設する工事を、現在、この間では工事中でございまして、約6.6キロを、現在、工事を施工しております。

大体、深さでいきますと、ここの住吉の立坑で30メートル弱でございまして、これからこの王子の立坑で25メートルぐらいです。ですから、少し上り勾配になります。これからぐっと下りまして、布引の、これは生田川ですけれども、ちょうど市役所がこのあたりです。布引の立坑では50メートル強の深さになっております。

さらにそれから西に向かいますと、これは神戸市水の科学博物館があります奥平野浄水場、神戸市のメインの浄水場でございますが、そこに最終の立坑を設けて、ここまで送水管を布設して、既存のトンネルとここで接続するという計画でございまして、これが今日ご審議いただく大深度地下使用法を適用する区間ということになってございます。

これは送水管のイメージでございまして、こういう青い部分が大容量の送水管、内径約2.4メートルの管を地中深く埋めまして、それで既存のトンネルと結ぶことによって、維持更新時に水のやりとりができるということ。それから、配水池等にも結ぶことによって、どこかで災害というか事故が起こったときに、これから直接配水池へ水が送れるということで、早期復旧が可能というようなイメージをあらわしたものでございます。

これは大容量送水管の断面図でございまして、後からもご説明をさせていただきますが、これを施工する工法といたしましてはシールド工法を用いることにしております。ですから、土の崩壊を防ぐために、一番外側にセグメントというのを組みます。このセグメントの外径が約3.35メートルございまして、その中に鋼管あるいはダクタイル鋳鉄管で水の流れる空間をつくります。これが内径2.4メートルでございます。このすき間には発砲モルタル等を詰めまして固定をするという方法でやっております。

神戸市の市内での本線延長ですけれども、13.7キロでございます。口径は、先ほどお示しましたように2.4メートル、最大送水能力としましては、日40万トンを計画しております。事業費は450億、工期は平成8年から22年を予定しております。

済みません、ちょっと説明が抜けましたけども、この大容量送水管は災害時にもう1つの機能を持っておりまして、送水機能をストップしたという場合でも、その管の中に貯留している水によりまして、先ほどの目標給水量を確保するということが目標になっておりまして、管の中に全体として貯留できる水が約6万トンあるということでございます。

これは立坑を利用しました応急給水拠点のイメージでございまして、深いところに送水管を布設するために、まず地上からこういう立坑というものを築造します。完成した暁には、この立坑を利用しまして送水管から配水管を立ち上げて、もし災害が起こったときに、こういうところで市民の方が給水できるようにする。あるいは、給水車とか消防車にここで給水するというような施設を組み込むということにしております。

実際に、これはもう既に完成した本山の立坑の外からの外観でございます。この下に先ほどの立坑が、ずっと地中にあります。

これは本山の立坑を利用した応急給水の訓練、市民の方に参加していただいて訓練をしているときの模様でございまして、ここに仮設の蛇口をつくりまして、これをひねってもらふことによって、大容量送水管の中の水がここからざーっと出てくるということになっております。

これは工事の模様を写真で示したものですけども、先ほどの立坑をオープンケーソンで沈めている写真でございます。これを反力アンカーといい、地面にまずアンカーを打ちまして、それから反力をとりまして、ぐっとジャッキで地中へ押し込んでいくという方法で、大体20メートルから60メートルぐらいの深さの立坑を築造しております。

これは立坑ができた後、送水管を入れるために掘るシールドマシンでございまして、ここの前面の土をこれで切っていくようになっております。当然、土ですから、ここへ圧力がかかりますので、それとのバランスをする方法によって、泥土圧とか土圧とか泥水式とか、いろいろ種類があるんですけども、我々は泥土圧式のシールドを採用しております。

これは、実際にできた後のシールドの内部です。ここにちょっと蛇腹で見えますのが、一番最初に説明しました一番外側にあります土の崩壊を防ぐためのセグメントの様式です。その中に、ここは鋼管なんですけど、こういうものを設置しまして、ここの中に水を流すという状況でございまして、この写真を見ていただいたらわかりますように、周辺にはあまり空間はないという状況になっております。

これは立坑を上から見たものでございまして、これが大容量送水管、こっちからこっちへずっとこういう形で行きます。それから分岐しまして、こういう地上への送水管に直接つなぐ管とか、あるいは空気抜きの弁、それからもう少し、ここにはないですけども、これからさらに、先ほどの応急給水をする給水管を取り出すとということになっております。大容量送水管そのものは非常に大きな圧力がかかっていますので、給水管にするための減圧をこういうところでやるということでございます。

今回、計画をしております大深度地下使用、これは皆さん、よくご存じでございますので、これはイメージ図だけでございます。これも法に定められた40メートル以深、あるいは支持地盤より10メートル以深ということ、今回、守って深さを決めております。

この工区にこの法律を適用することになったきっかけでございますけども、もともとの計画は、ずっと道路下あるいは公園の下、いわゆる公共空間の地下を利用して、この大容量送水管を布設するという計画でございました。ですから、当初はこの青いラインを計画ラインといたしまして計画しておりました。

ここでごくっと一回下へ、南へおりて、ここでまた既存のトンネルと結ぶために北へ上がると、こういうラインになる。これは、実は道路が連続していないという状況があったためにこうなっています。先ほどご説明がございましたように、平成13年にこの法律ができましたので、赤で書いてありますが、この部分2カ所を、私有地の下を通ることによって、この法線が、この緑のわりと直線に近い法線にできるということがござ

います。延長にしまして約600メートルの短縮、事業費にしまして20億から30億の縮減、工期的には約3カ月から4カ月の短縮になるというふうに予定しております。

これは、法適用区間の2カ所の部分を拡大したものでございまして、東のほうからずっと、これは道路下、ここまで道路がございまして。ところが、ここで道路が切れまして、道路が南北方向の道路しかございませぬので、当初はここからかくっと南へ折れていくという計画でしたけども、今回、この法律を適用することによって、真っすぐこの私有地の下に行くということにしておりまして、ここからまた公共の道路がございまして、この道路の下に埋設するということになっております。この区間が6人ほどの利害関係者がおられるということでございます。

これは一番西側の法適用区間でございまして、これは公園でございまして。公園の下を行って、これはお一方だけです。学校法人でございまして、この学校法人さんの地下に行くことによって、すぐ我々の浄水場のほうに達するということになっております。

この法律の適用を始めたわけですけれども、今後の我々のスケジュールを示しております。現在、平成17年8月という段階でございまして、ここの事業概要書を提出させていただいた段階でございまして。30日間の公告縦覧を経まして、来年、18年の8月に本申請といいますが、使用認可申請書を提出させていただきたいというふうに考えております。

ですから、この間で事業間調整をさせていただいて、事業の申し出があれば調整をした結果を、来年の8月に反映したものを提出したいというふうに思っておりまして、提出した後、6カ月以内に許可をおろしていただけるという予定で、平成19年度当初からこの工区の工事に着手をいたしたい。結果、平成22年度末には全工区の完成をしたいというスケジュールで進めております。

全体計画。今、神戸市のちょうど真ん中あたりまで、東からこの大容量送水管を整備する絵を見ていただきましたけども、1期事業としてはとりあえず平成22年でそこまでの整備を考えております。ただ、神戸市域はそれからさらに西のほうへ延びておりますので、ここに示したのは、これからも神戸市内でもたくさん地震が予想されていますねという絵です。

皆さん、ご存じですけども、南海・東南海の地震の確率というのは、今後30年以内に50%以上というふうなことも言われておりますので、まだまだこれから耐震化とい

うことについては重要な施策の1つになってくるというふうに考えております。

そういう意味では、今現在、ご説明させていただきました、この四角で囲っている部分の大容量送水管の1期事業をご説明させていただきましたが、神戸市としてはさらにそれを西へ延ばして、一番神戸の西にあります名谷ポンプ場までの接続、これを最終の計画として、全体計画として持っております。

雑駁な説明で申しわけなかったんですが、以上で大容量送水管の事業概要のご説明を終わらせていただきたいと思います。

【居谷建政部長】 どうも説明ありがとうございました。

ただいまの神戸市からのご説明につきまして、ご質問、ご意見等、ございますでしょうか。ございましたら、お手を挙げていただけますでしょうか。

【近畿財務局】 近畿財務局なんですけど、まず1つ、質問させていただきたいんですけども、利害調整というのは、利害関係人がおられるということなんですけど、どう調整を実際にされるんでしょうか。

【居谷建政部長】 今、おっしゃっているのは、この協議会幹事会の利害調整ということですか。

【近畿財務局】 先ほどの神戸市の説明では、本事業に対して東側で5人、西側で1法人の利害関係の方がおられるようですが、本事業を進めるに当たってどのような利害調整を行っておられるかお尋ねしたい。

【神戸市】 一応、法律の定めによりますと、私有地の方、今回、法律を適用する方については、事業そのものの説明は十分しなさいということになっております。ただ、その方々にすべて承諾をとらないとだめということにはなっておりません。ただ、神戸市の場合は、当然、事業の説明を個々にしますので、そのときに、こういう事業がありますけどよろしいですかということで、一応承諾をしていただいているということで、関係者の方々にはすべてご説明をして、承諾はとっております。

【居谷建政部長】 いかがでしょうか。

【近畿財務局】 ここで質問したらいいんですか。もっと後でいいんですか。

【居谷建政部長】 今、質問自体がここでありましたら、全部出していただいて結構です。

【近畿財務局】 例えば、構造上の安全というんですか、下にそういうものが走って

いて、私ども、技術屋じゃないのでよくわからないんですけれども、例えば上に建物を建てたときに、ぼーんと落ちる、そういうことのないようにとか、そういった面というのは、どのような基準で判断するんですか。

【神戸市】　　ちょっと前に大深度地下の定義ということで漫画を示しておりますけども、これは我々が答えるのが適当かどうかちょっとわかりませんが、我々が法律なり技術の指針を読んでいる中での神戸市の解釈ということで聞いていただければと思います。

また、ご質問にありました、今現在の既存の建物あるいは将来建つであろう建物に対して、この事業が影響がないのかということですが、支持地盤より10メートル深いところという絵が右側にございます。これは、将来、どんな大きな建物が建ったとしても、それを支持するためにこういうくいを打つわけですが、くいを打つのがあの黄色いラインです。黄色いラインまであれば、どんな大きな建物でももちますよというラインでございます。それよりさらに深いところに入ることによって、将来、上に建つ建物に制限を加えない深さという意味合いがあります。

ちなみに、技術的なことを言いますと、技術の基準にあります上から乗る想定する荷重ですが、超高層建築物ぐらいの荷重を当初から考えておきなさいというような技術の指針になっておりますので、非常に大きな荷重を当初から考えるということがございます。

それから、左側の絵につきましては、地下深くいろんな事情が今後あったとしても、40メートルよりさらに深いところに入っておけば、その間でいろんな地下利用は可能であろうということで、その両方で縛られておりますので、今回の大深度地下使用法を適用する事業については、上の利用あるいはその間の地下利用に制限を加えないということになっておろうかというふうに解釈しております。

【居谷建政部長】　　では、大都市圏整備課のほうから補足していただけるようですので、お願いいたします。

【小俣大都市圏整備課長補佐】　　大都市圏整備課の補佐をしております小俣といたします。

基本的には、今、神戸市さんのほうでお答えいただいたことで結構でございますが、具体的には、申請の段階におきまして、法律、基本方針、それから作成させていただ

ております環境安全関係の指針とかに従って、きちっと検証がなされているかどうかを申請時に判断していただくという、手続になっていくということでございます。

【居谷建政部長】 いかがでしょうか。

【小俣大都市圏整備課長補佐】 本日は、事業概要の周知を行う会議という趣旨でございまして、事業間調整、共同事業の申し入れとか、その他、事業区域の調整などを始めるための会議という趣旨でございます。今、縦覧中でございますが、まだわかりませんけれども、申し出に応じて、今後、対応していくという、その前段の会議という位置づけでご理解いただければと思います。

【近畿財務局】 今の説明で大体わかったんです。これは仮定の話であると思うんですけど、今は民地の下を走るとのことなんですけど、例えば国有財産があった場合も同様に安全面等に配慮する必要があるわけですが、まあ国有財産といっても公園とか庁舎とか、いわゆる処分を目的とした未利用地みたいなものもあり、いろいろな形態がありケースバイケースということになるのですが、そういった場合の基準とか利害調整についてはどのように考えればよいのでしょうか。

【小俣大都市圏整備課長補佐】 ちょっと理解できない部分があるんですけども、国有財産でありましても、それは使用の法律を適用する場合は同じように対応させていただくことになるというふうに考えております。技術的には、もちろんいろいろ、安全面とかの影響など、審査していただくことになると考えております。

【福本大都市圏整備課長】 補足ですけど、まず地権者の方のご意見、ご意向を十分把握するというにはなるうかと思うんですけど、技術的な審査は行政庁のほうでの技術指針を持っていますから、それにのっとって客観的に審査していくということになるうかと思えます。

ですから、地権者の方々がいろんなご主張をされると。こういう危険もあるのではないかとか、こういうことが想定されるのではないかとか、いろんなご意見が多分出てくるかとは思いますが、それはそれとして、意見としては当然、行政側は聞くにしても、それとは別に客観的な判断基準に基づいて、技術基準上の判断をしていくということだろうと。

したがって、きょう、概要書の説明ということでありまして、基本的にこれから各関係機関の皆様方でご検討いただきたい主たるものは、この事業に影響を受ける

ような他の事業の構想があるのかどうか、まずそういう計画上のチェックが1つ。2点目は、場合によって、今後、認可申請が具体に出てくる、あるいは具体的な設計をするに際して配慮すべき事項。

例えば、ここは特にこういう特殊な事情があるよとか、非常に軟弱な地盤帯だという別途の情報があるとか、一般的な技術基準、技術指針で示されている以上の何か特殊な事情を配慮しなければなりませんよとか、何かそういう幾つかの実施計画というか、設計に際しての配慮すべき事項みたいなことを、いろいろ関係行政庁として気になる点をお持ち帰りいただきながら広範に議論をいただく、指摘をしていただくと、こういうことだろうと思います。

【居谷建政部長】 よろしいでしょうか。

今、会議の最終目的といいますか、今日の会議の目的をちょっと大都市圏整備課長のほうからご説明いただきましたが、もう少しそこに至る前段階の、ご質問とかご意見でも結構ですので、ほかにございますでしょうか。

【福本大都市圏整備課長】 私のほうから、済みません。

一般的な質問なんですけれど、先ほどの民地下を通る図が2つありました。それをちょっとお出しいただけますでしょうか。どちらでも結構なんですけれど。

これで、1つ確認しておきたいんですが、今、道路から民地に入りますけれど、右から来て左に行きますが、東側から来て。東側の道路の区間で、そこは地下40メートルよりも深いところは一部あるわけです。ですから、制度上はその道路地下といえど、大深度の制度を使おうと思えば使えると、これはこう理解してよろしいですか。

【神戸市】 そうですね。我々もそういうふうに理解はしていますが、たまたまこの事業の、ご説明したように、ずっと東側が神戸市が管理する道路を占用した形で来ておりましたので、道路下については道路管理者とは占用という仕切りでやってきていました関係で、占用という形にしたいとしております。

【福本大都市圏整備課長】 わかりました。

それで、いま一つの図をお出しいただけますでしょうか。この場合は、これも例えば道路、それからあれは、色のところは公園ですかね。それから民地という順に行きますけれど、場合によっては、道路は一連の占用という行為でやると。ただ、公園の部分も場合によって、公園もひっくるめて大深度という選択肢もないわけではないと。それは

可能性としてはあり得るということです。

それから、私としては申請者側の申請主義ですから、それはそれで結構かと思うんですけど、ただ、一方、ここで1つ質問しておきたいのは、大深度地下の使用承認という行為と、占用許可という行為とのタイミングと、法律上の上下関係と言うたら語弊があるのかもしれないですけど、つまり大深度の使用認可、使用承認という行為と占用許可がどういう関係になるのか、私自身もまだ見えないんですけど。

例えば、道路のほうは、道路あるいは公園管理者として、これはどうぞと、地下40メートルで占用を認めますよと一方では認められた。ところが、一方の大深度地下の申請のほうで、いろいろ議論していくと40メートル、ちょっといろいろ問題があるので、もうちょっと下げてよとかいう問題があり得るわけで、そういう意味で、占用許可をされる主体とこの境界との調整というものもタイミング的にまた必要になってくるのかな。

これはそういうことではなくて、もう道路は道路で先に占用手続等がなされるのか、あるいは、並行はされるんだけど、かなりタイミング的にはちょっとずれますよということなのか、その辺、どんなあんばいで考えておられるのでしょうか。

【神戸市】 我々のこの事業に関して言いますと、全国で初めての法適用ということもございまして、この事業概要書を出す時点では、他の管理者についてはほぼ許可をとっている、あるいは事前協議完了というところまで固めた上で、この事業概要書の提出をさせていただいております。ただ、本来としてそこまでやるべきかどうかについてはちょっとわかりませんが、たまたま我々の事業については法線なり深さが変わらないという確認をとった上で、今回の概要書の提出ということになっております。

【居谷建政部長】 そのほか、ご意見、ご質問、ありますでしょうか。

では、よろしく申し上げます。

【近畿経済産業局】 教えてください。

法律の目的の中には、共同利用がございましてね、事前調整。この場合の共同利用というのは、水道しか考えられていないということになるんでしょうか。というのは、おそらく送水管、セグメントと鋼管に挟まれた空間が1メートルぐらいしかありませんから、他の管を通すとすれば、この発砲モルタル充てんの間に他の管を通すということは考えられるんですが、1メートル程度しかありませんから、私ども、所管する例えば電気・ガスを見ますと、全然足りない幅ですので、万一電気・ガスということになれば、それ

はおそらく技術的に不可能なんだろうというふうに思っているのと、水の場合、上水と工業用水とあると思います。

質問の2つ目ですが、おそらく工業用水とは、いわゆる共同化という概念があるんだろう。上水も工水も同じ管理者ですので、神戸市さんが管理されていますから、工水としての利用というのがあると。そうすると、その負担割合、そういうことの調整というのがあり得るのかというのが2点目です。

1点目と関連して、現在、事業の民間開放なり規制緩和というのが進んでいます。ですから、今回はあり得ないかもわかりませんが、電気会社が電気事業だといって共同の手を挙げて、その後、通信事業に実は使いたいとか、他の事業に進出するということもあり得ます。その場合、そういうことの転用、初め電気で共同で手を挙げて、途中で、いや、通信ですということの切りかえというのは、それはどういう手続になるのかとか、認められるのかとか、そのあたりのことを教えていただきたいという3点でございます。

【居谷建政部長】 今のご質問に関しては、今日、こういう形で協議会幹事会としてお集まりいただいた1つに共同化に関する事前調整の目的もありますので、まず法律としてどのように考えられているのかということに関して、大都市圏整理課のほうからお答えいただきたいと思います。

それで、手を挙げていただいて、技術上とかいろんな問題で協議できるかどうかというのは、手を挙げていただいた後の具体的な協議になるかと思しますので、まず一般論というか、法律上での考え方をご紹介いただきたいと思います。

【小俣大都市圏整備課長補佐】 共同化につきましては、申請者のほうからどういう事業内容を考えているかということが、先にあるのですが、それを踏まえまして、この場などを活用していただきまして、共同化が必要な場合には縦覧期間中に手を挙げて申請をしていただいて、それをもとに調整なりを進めていただくということになります。

それから、転用につきましては、使用認可は、その事業内容に対して、一定の手続を経ていますので、一般論になりますけれども、当初、協議なり認可申請を行った手続なり趣旨、認可事項の範囲を考えますと、内容の変更というのは、やはり別途やり直しになるのではないかと考えてございます。

【神戸市】 それでは、神戸市のほうから1つ目のお話の技術的な点について申し上

げます。

前にお示ししています断面は、これは神戸市が今現在、申請で考えております断面、今まで施工してきた断面ですから、当然、上水道事業しか頭のない断面でございます。もしご質問のように、電気さんとかガスさんがこれに乗っかりたいということでございますと、この外側、3.35メートルというセグメントの外径というのを書いていますけれども、これがさらに大きくなるということになります。

当然、先ほどもお示したシールドマシンという機械があります。あれがより大きな機械になるということでございますが、工事費も上がりますし、それから立坑そのものももっと深くというような技術的な調整をした上で、どれぐらいの管がそれぞれ並ぶかということ調整することになります。

そういう調整をするということでございますので、もし共同の事業の計画があるという情報があれば、できましたらこの縦覧期間中に教えていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の工業用水と上水とにつきましては、ご存じのように上水と工業用水を1つの管でということはできませんので、同じくその横に抱くかどうかということになりますが、神戸市の計画では、工業用水はこのルートで送るという計画はございませんので、今回は上水道だけの計画というふうに考えております。

【居谷建政部長】 よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見、ございますでしょうか。

それでは、今日の協議会幹事会の本来の目的であります、今日お集まりの皆さん、あるいはお集まりの機関の傘下の団体等におかれまして、今回のこの送水管計画とあわせて共同化を計画される可能性のあるところ、あるいはされることを考えていらっしゃる、あるいは何か配慮して欲しい事項があって調整する必要があるというようなことを、今、現時点でそういう案件があるような機関、団体等、いらっしゃいますでしょうか。ありましたら、その計画というか、要請なり配慮事項の概要をお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

今時点ではないというようなことなんです、今日、改めてこういうような形でご紹介したことでありますので、また持ち帰っていただいて出てくる可能性があると思っておりますが、そのあたりにつきまして、どのような取り扱いをしていったらいいか、もしくは

は、なかった場合、どうしていったらいいかについて、小俣補佐よりご説明いただきたいと思います。

【小俣大都市圏整備課長補佐】 基本的に法令や要領に従ってやっていただくということですが、縦覧期間を設けておりますので、その間に事業区域の調整、もしくは共同化などの調整の申し出がございましたら、必要に応じまして協議会を招集するということになるかと思えます。ただし、その縦覧期間に申し出がない場合は、法令上は協議会を開いていただく必要性は生じません。

なお、定期的を開催させていただいております協議会で、今回の事項、事業概要書の縦覧に関する報告はさせていただくことになろうかと考えております。

【居谷建政部長】 今、ご紹介があったとおりでございます。この案件につきまして、縦覧期間が8月31日までということでございますので、恐縮ですが8月31日まで、各機関あるいは傘下機関のほうでこの計画に関しての共同化等の可能性がありましたら、この協議会幹事会メンバーにつきましては協議会幹事会の事務局、近畿地方整備局の建政部まで文書にてお申し出いただきたいと思えます。

ありましたら、その時点でどういうふうな形で調整していくかというのを検討いたしまして、協議会幹事会を開く必要がありと事務局で判断しました場合は、改めて協議会幹事会を招集させていただきたいと思えます。

もし申し出がない場合は、この件に関して改めて協議会幹事会を開く必要がなしということで、定例に開かれております、来年1月に定期開催を予定されております協議会において調整結果といいますか、調整なしの結果についてご報告させていただくというような形にさせていただきたいと存じます。

今の大都市圏整備課及び私のほうからの説明も含めまして、最終的にご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

それでは、特段ご質問、ご意見、ないようでございますので、まだちょっと時間はございますが、これで予定されておる議事のほうは終了いたします。最後に、事務局のほうから何かご説明事項はありますでしょうか。

【南計画管理課長】 本日の議事の公開についてですが、冒頭でご説明させていただいたとおりの対応ということでお願い申し上げます。また、会議終了後に近畿建設記者クラブ、それから大手前記者クラブにて、審議概要について記者発表をさせていただき

たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【居谷建政部長】 それでは、以上をもちまして第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会を閉会させていただきます。皆様、本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。

了